



# GI 地理的表示保護制度活用支援 中央窓口 サポートデスク ご案内



## ■ 地理的表示(GI)保護制度とは

地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在します。これら産品のうち、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度が「地理的表示保護制度」です。本制度は、平成26年6月18日に成立し、平成27年6月1日から施行された特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)に基づき運用が開始され、平成27年12月には、国内最初の地理的表示が登録されました。GI登録産品については、農林水産省「地理的表示保護制度(GI)」をご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/)

## 地理的表示

(GI:Geographical Indication)とは



農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した

特性が当該産地と結びついているということ特定できるものです。登録された産品に地理的表示を使用する際は、登録標章(GIマーク)と一緒に付す必要があります。

GIサポートデスクでは、産地や生産者団体等の皆様から、**地理的表示(GI)の登録申請手続き、申請内容に関するお問い合わせやご相談**を受け付けております。

GIサポートデスクのオペレーター(食品需給研究センター内スタッフ)へお気軽にお問い合わせください。

GIサポートデスク  
お問合せ先



0120-954-206

通話料  
無料

受付  
時間

月曜日～金曜日 10:00～17:00

※平日12:00～13:00、土・日・祝日、夏期・年末年始の休業期間を除く



Webからの  
お問い合わせは  
こちらから

<http://www.fmric.or.jp/gidesk/>

GIサポートデスク

検索